

フランス会計標準化の萌芽

～保険会社に対する会計規制と1939年7月29日のデクレの一般規定～

内藤 高雄

1 序

フランス会計の制度的拠り所であるプラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable Général—以下、プラン・コンタブルと略称する) は、占領下の1942年に、ドイツ占領軍の指導により初めて公表された¹⁾。その後第2次世界大戦終結後の1947年に初めてフランス自らの手で公表され²⁾、1957年³⁾、1982年⁴⁾、そして1999年⁵⁾にそれぞれ改訂がおこなわれ、現在に至って

1) Commission Interministérielle, *Plan Comptable Général*, Edition Delmas, 1943.

2) Commission de Normalisation des Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1947.

3) Conseil National de la Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1957.

4) Conseil National de la Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1986.

その後1983年にEC会社法第7号指令「連結財務諸表」が発表されると、1986年には「一般会計」の部の末尾に「計算書類の連結—その方法」(Consolidation des comptes ; méthodologie) という連結会計に関する章を加えた修整版を発表した。なお、本論文作成にあたっては1986年修整版を使用した。

5) l'arrêté ministériel du 22 juin 1999 (PCG 1999).

EU各国の2005年からのIFRSの強制適用に向けて、フランスでは1998年に会計規制委員会 (le Comité de la Réglementation Comptable) が創設され、PCG1986を個別財務諸表に関する部分と連結財務諸表に関する部分の2つに分けた。そして個別財務諸表については、CRC規則第99-03号およびそれを承認する1999年6月22日の省令が公表された。これが一般には1999年プラン・コンタブルとされている。

いる。

もっとも1942年プラン・コンタブルについては、フランス本国でも、そしてわが国でも、これまであまり重要視されて来たとは言えなかった。なぜならば1942年プラン・コンタブルは占領下でドイツ軍の指導の下で、経済統制のために作成・公表されたからである。従ってその内容も、当時ドイツ本国で適用されていたゲーリング・プラン (Plan Göring；シュマーレンバッハ (E. SCHMALENBACH) のコンテンラーメンを、1937年に戦時統制のために改悪したもの) を模倣したものであって、戦後のプラン・コンタブルの展開とは全く関係のないものである、と解されていた。よってプラン・コンタブルによるフランスの会計標準化は、あくまでも1947年プラン・コンタブルがスタートであると考えられてきた。

その上、1942年のプラン・コンタブル公表以来、80年を超える年月の経過に加えて、ドイツによる占領を連想させる、フランスにとって忌まわしい記憶が、現在では1942年プラン・コンタブルについて、忘れられた存在、否、忘れようとしている存在にしまっていると言えよう。

しかしながら、このようなフランスのプラン・コンタブルによる会計標準化の解釈に対して筆者は、フランスのプラン・コンタブルによる会計標準化思考はドイツの占領以前から存在しており、プラン・コンタブルによる会計標準化は1942年プラン・コンタブルが起源となっているという仮説を提起した。何故ならば、そのように考えなければ、占領時に他国(ドイツ)から強要されたプラン・コンタブルによる会計標準化を、戦後フランスが継続する説明がつかないからである。本来であればフランスはプラン・コンタブル自体を第2次世界大戦後に、完全に放棄するべきであろう。ところが結果は、戦後にも、そして現在に至るまでも、一貫してフランスはプラン・コンタブルによる会計標準化思考を堅持しているのである。

さて、筆者の仮説の根拠は、以下の3つに要約することができる。

1) 1929年のバルセロナで開催された第6回国際会計会議での議論など、

20世紀前半の欧米各国には会計標準化の動きがあった⁶⁾。

2) 西欧各国に広がった会計標準化思考を受けて、フランスでは1930年代からプラン・コンタブルによる会計標準化の動きがあった⁷⁾。

3) 1942年プラン・コンタブルと1947年プラン・コンタブルとの間には密接な関係があった⁸⁾。

ところでプラン・コンタブルの研究については、フランスでも、そしてわが国でも、当たり前のことではあるが、最新の版のプランの研究が中心であり、現在では上場会社の連結財務諸表にIASB (International Accounting Standard Board) が公表するIFRS (International Financial Reporting Standard) を強制適用するというEUの会計戦略の下で、個別財務諸表については国内基準であるプラン・コンタブルを適用するというフランスの対応が中心であり、1942年プラン・コンタブルやその公表に至るフランスの会計標準化の展開について論じた研究は非常に少ないと言える。

けれども1950年代までは状況が少し異なっていた。フランスではコーバン (R. CAUVIN) やブリュネ (A. BRUNET) らが、そしてわが国でも中村宣一郎、青木侑、佐藤孝一、中原千勝らが、研究業績を発表していた。

筆者はこれらの諸文献を手掛かりに、フランスの会計標準化について考察してきた。そして前稿でフランスの会計標準化の起点が、コーバンが指摘している⁹⁾、

6) 詳細については拙稿「フランスにおける20世紀前半の会計標準化をめぐる状況」成城大学『経済研究』第162号白鳥庄之助名誉教授退職記念論文集を参照されたい。

7) 詳細については「フランスにおける会計標準化の端緒」杏林大学『杏林社会科学研究』第14巻第3号および拙稿「1942年プラン・コンタブルの生成過程」杏林大学『杏林社会科学研究』第23巻第2号を参照されたい。

8) 詳細については「1942年プラン・コンタブルと1947年プラン・コンタブルの関係」杏林大学『杏林社会科学研究』第18巻第4号を参照されたい。

9) R. CAUVIN 《Historique et Critique du Plan Comptable Général》E. ARCHAVLIS, R. CAUVIN, J. R. ORUN, G. Romnet, *Journées d'Etudes Comptables Marseille, 1949, Le Plan Comptable Général Etudes et Rapports*, Edition du Conseil Régional de l'Ordre National des Expert-Comptables et Comptables Agrées, 1949, p. 19.

第6回バルセロナ国際会計会議が開催された1929年ではなく、ブリュネ¹⁰⁾、中村¹¹⁾、および中原¹²⁾が指摘しているように、第1回パリ全国会計専門家会議が開催された1880年、および第8回ブタペスト国際統計学会が開催された1901年であることを明らかにした。そしてこの2つの会議によって拓がった会計標準化思考を受けて、フランスでは、ドイツによる占領以前に1939年に保険会社に対する会計規制、軍需産業に対する会計規制、1941年の銀行業に対する会計規制など、1930年代からのプラン・コンタブルによる会計標準化の動きにつながったのである¹³⁾。

しかしながらこれらの研究は第2次世界大戦終結以前より、フランスにプラン・コンタブルによる会計標準化の動きがあったことを証明してはいるものの、ある意味では2次資料に基づいた研究である。われわれの研究をより精緻なものにするためには、1939年の保険会社に対する会計規制、および軍需産業に対する会計規制、さらには1941年の銀行業に対する会計規制について、いわゆる1次資料である法令そのものを参照しながら詳細な研究を試みるのが肝要である。

そこで本稿ではまず、保険会社に対する会計規制について、関係法令を中心に、会計規制が公表されるまでの展開と、1938年12月30日のデクレによって保険会社全般に対して課された一般的規制について、検討していくことにする。

10) A. BRUNET, *La Normalisation comptable au service de l'entreprise, de la science et de la notion*, Edition Dunod, 1951, pp. 179 ~ 184.

11) 中村宣一朗稿「フランスにおける会計標準化の生成および発展 (1)」『会計』1965年9月、中村宣一朗稿「フランスにおける会計標準化の生成および発展 (2) 完」『会計』1965年11月。

12) 中原千勝稿「フランス統一会計制度の研究 (1) —「1947年会計案」について」『商学論集』第2巻第1号1955年4月、中原千勝稿「フランス統一会計制度の研究 (2) —「1947年会計案」について」『商学論集』第3巻第3号1957年9月、中原千勝稿「フランス統一会計制度の研究 (3) —「1947年会計案」について」『商学論集』第3巻第2・3号1958年2月。

13) 詳細については拙稿「フランスにおける会計標準化の起点」杏林大学『杏林社会科学 研究』第37巻第2号を参照されたい。

2 1938年に公表された保険会社に対する2つのデクレ

すでに筆者は2次資料に基づいて、保険会社に対する会計規制について論じてきた¹⁴⁾。プラン・コンタブルによるフランスの会計標準化に対する筆者の研究の出発点となったコーバンは論稿の中で、保険会社に対する会計規制について「1939年7月29日のデクレは同年10月17日の官報 (Journal Officiel) で公表されたが、それは非常に詳細な保険会社の会計規制を制定した¹⁵⁾」と指摘している。

その後、筆者はデゴ (J-G. DEGOS) の著書¹⁶⁾ やパンスルー (C-C. PINCELOUP) の著書¹⁷⁾、そして中村の著書¹⁸⁾ から、保険会社に対する会計規制については、1938年12月30日および1939年7月29日の2回にわたって、デクレを公表することによって行ってきたと考えていた。

しかしながらコーバンが指摘した1939年10月17日付の官報記載の1939年7月29日のデクレを入手し、読んでいく過程で、筆者はさらに1938年6月14日に「あらゆる種類の保険会社および給付金参加企業に対する国家の管理を一元化し、保険業界の組織化を図るデクレ」(以下、1938年6月14日のデクレと略称する)¹⁹⁾ が公表されていることを発見した。そしてこのデクレおよび1938年12月30日のデクレ「保険会社、給付金支給会社、トンチン式

14) 詳細については杏林大学『杏林社会科学研究』第14巻第3号掲載の拙稿「フランスにおける会計標準化の端緒」および杏林大学『杏林社会科学研究』第22巻第4号「フランスにおける1930年代の会計標準化の展開」を参照されたい。

15) R. CAUVIN, *Op.cit.*, p. 26.

16) J-G. DEGOS, *L'histoire de la comptabilité*, Press Université de Français, 1998, p. 103.

17) C-C. PINCELOUP, *Histoire de la Comptabilité et des Comptables*, Edition Nice, 1993.

18) 中村宣一郎著『会計標準化の展開』1965年・ミネルヴァ書房

19) Décret unifiant le contrôle de l'Etat sur les entreprises d'assurances de toute nature et de capitalisation et tendant à l'organisation de l'industrie des assurances, *Journal officiel de la République française, Lois et décret*, 16 juin 1938, pp.6811 ~ 6816.

以下、注記ではDécret du 14 juin 1938と略称する。

年金会社、保証組合の設立、およびこれらの機関の運営と監督に関する行政規則」(以下、1938年12月30日のデクレと略称する)²⁰⁾を受ける形で、1939年7月29日のデクレ「あらゆる種類の保険会社および積立保険会社の会計」(—以下、1939年7月29日のデクレと略称する)²¹⁾が公表されているのである。

ところでこれらの1938年に公表された2つのデクレは、そのタイトルからも、1938年6月14日のデクレがあらゆる種類の保険会社に対する国家の統制を統一する法令であり、1938年12月30日のデクレがその施行令である。そこで本節では1938年に公表された2つのデクレの内容について明らかにしたい。

さて、1938年6月14日のデクレは評議会議長兼国防・戦争担当大臣、労働大臣、法務大臣、財務大臣、農業大臣の署名入りの前文と、7章50条からなる法令である。そこではデクレの対象、保険会社に対する国家の認可・監督、優遇措置 (Des privilèges)、保険会社の清算規定、専門的な補償や組織 (Des garanties et de l'organisation professionnelles)、罰則など、保険会社に対する包括的な規制が定められている。これはこの1938年6月14日のデクレが、「1898年から1937年までの間、非常に様々な方法で様々な会社に個別に課された多数の法律規定に散在する民間保険の監督に関する主要規定をまとめ、統一したもの」であり²²⁾、「特定の利益よりも一般的な利益の優位性

20) Décret portant règlement d'administration publique pour la constitution des sociétés d'assurances et de capitalisation, des tontines et des syndicats de garantie et pour le fonctionnement et le contrôle de ces organismes, *Journal officiel de la République française, Lois et décret*, 31 décembre 1938, pp.14880 ~ 14899.

以下、注記では Décret du 30 décembre 1938 と略称する。

21) Décret relatif à la comptabilité des entreprises d'assurance de toute nature et de capitalisation, *Journal officiel de la République française, Lois et décret*, 17 octobre 1939, pp.12385 ~ 12433.

以下、注記では Décret du 29 juillet 1939 と略称する。

22) Décret du 14 juin 1938, p. 6811.

を保証する²³⁾』という、1673年の商業条例公表以来の、フランス伝統の会計思考から規定されたものであると考えられる。そしてその背景には、「保険・給付金業界は、国全体の経済において重要な役割を担っている²⁴⁾」にもかかわらず、「他の多くの産業より遅れて発展したため、経済危機は免れず、現在の組織の欠陥と弱点が浮き彫りになっている²⁵⁾」ことがあると考えられる。

この状況についてはブリュネも著書の中で、「保険の分野では、労働災害、生命保険、積立保険、自動車事故など、この産業のさまざまな部門の特性を考慮することによって、行政が介入し、それぞれの部門を分離して考えて規制したため、多様性は深刻であった。そのため、行政の統制によって、自然発生的な差異が強調され、強固なものとなっていく²⁶⁾」と指摘している。すなわち「同一会社の異なる支店間で、あるいは同じ支店の異なる事業部ごと²⁷⁾」で、会計処理の方法が異なっている場合もあることが問題となっていたと指摘している。

したがってこの1938年6月14日のデクレは、あらゆる種類の保険会社に対して、会計だけでなく、様々な規定を統一して規制することを目的としていたのである。

その中で、会計という側面からは、筆者は監督監査人 (*commissaires controleurs assermenté*) の規定に着目した。すなわち第6条で「このデクレで対象とされる保険会社、および保険団体は、デクレで定められた条件に従って採用された監督監査人の監督に服さなければならず、この監査人は、その目的のために大臣が特別に委任した人物とは別に、いつでもすべての業務を現場で検証することができる。彼らは、その職務を遂行する上で知り得

23) *Ibid.*

24) *Ibid.*

25) *Ibid.*

26) A. BRUNET, *Op.cit.*, p. 216.

27) *Ibid.*

た商業上の秘密を漏らさないことを誓わなければならない²⁸⁾」と規定しているのである。

その上で、「当該保険会社の財務状況が約束された給付を行うのに十分な保証を提供しない場合、または施行中の規則や定款に従った運営を行わない場合、すべての種類の事業について、またはいくつかの事業について、あるいは一つの事業について、いつでも認可を取り消すことができる²⁹⁾」と規定している。

続いてこの1938年6月14日のデクレを受けて、その施行令として1938年12月30日のデクレが公表された。この1938年12月30日のデクレは218条からなる詳細な規定であり、その構成は以下のようになっている。

第1部 運用総則の制定

第1章 株式会社

第2章 相互保険会社

第1節 対象

第2節 構成

第3節 管理

第4節 会員保険契約者と会社の義務

第5節 再保険

第6節 公示

第7節 無効規定

第8節 特別規定

第3章 相互保険会社および組合

第4章 トンチン式年金会社

第5章 保証組合

第6章 雑則

28) Décret du 14 juin 1938, Art. 6, *Journal officiel* 1938, p. 6812.

29) *Ibid.*, Art. 8, *Journal officiel* 1938, p. 6812.

第1節 1938年6月14日のデクレ第1条第5項に言及された企業に対する特別規定

第2節 給付金型企業に関する特則

第2部 民間保険上級審議会の構成、組織、権限

第7章 構成と組織

第8章 民間保険高等審議会の権限

第3部 事業体に要求される義務および保証、保証金、技術引当金および資産サイドの表示が特別な規制、国の統制の対象となるその他の貸借対照表項目

第9章 事業の承認

第10章 証券

第11章 技術的引当金およびその他の貸借対照表項目で、資産側での表示が特別な規制の対象となっているもの

第12章 統制の行使

第13章 特定の保険会社に対する第3部の適用

第4部 経過措置

第14章 会社の設立と運営に関する一般規則に関する経過規定

第15章 民間保険高等審議会、および企業に求められる義務と保証、保証書、技術引当金、その他資産に占める割合が特別な規制の対象となる貸借対照表項目、および国家統制に関する経過規定。

このように1938年12月30日のデクレは、保険会社に対して、広範な分野の規定を統一して定めた1938年6月14日のデクレを、さらに1つずつ詳細に規定しているのである。

ところでこの1938年12月30日のデクレについては、会計という側面からは、第12章の規定が注目される。すなわち第180条では、「1938年6月14日のデクレ第6条に言及された監督監査人は、保険会社に対して特別に任命されたものであり、会社または保険会社は、本社部門の監督監査人、またはこれらの職員から要請があった場合には代理店に、監督監査人が必要と考える

情報を提供する資格を持つ職員を配置しなければならない³⁰⁾」としている。そして「監督監査人は、すべての帳簿、登録簿、契約書、伝票、議事録、会計書類、その他事業の状況および事業が行うすべての業務に関する書類を検証し、すべての現金およびポートフォリオの検証を行い、その検証および結果を財務大臣に報告し、財務大臣が単独で、その定める様式および期間において、必要な調整を行う³¹⁾」と定めている。すなわち第12章では1938年6月14日のデクレ第6条で定めた監督監査人の身分と権限を保証した上で、以下の会計規定を定めているのである。

第183条では証憑類の保管を定めている。すなわち「会社または保険会社は、デクレで定める形式の一覧表および帳簿、登録簿またはファイルを保管しなければならない。少なくとも10年間は、会計帳簿、受け取った手紙、送った手紙のコピー、および業務に関するすべての補助書類を保管しなければならない³²⁾」としている。

第185条では「会計年度は、財務大臣が不可能と認めた場合を除き、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する³³⁾」として、会計期間と決算日を定めている。そして第186条ではあらゆる種類の保険会社に対して、「デクレで定める日および方法により、財務表および統計表を添付した全事業の詳細な年次報告書を発行し、財務大臣に提出しなければならない³⁴⁾」とし、その上で「貸借対照表、損益計算書および附属明細表の抄本は、会社の請求により、前項に規定するデクレで定める条件により、官報または法定公告に指定する新聞に掲載しなければならない³⁵⁾」と定めているのである。

また第187条ではあらゆる種類の保険会社に対して、「財務状況、業務の

30) Décret du 30 décembre 1938, Art. 180, *Journal officiel* 1938, p. 14896.

31) *Ibid.*

32) *Ibid.*, Art. 183.

33) *Ibid.*, Art. 185.

34) *Ibid.*, Art. 186, *Journal officiel* 1938, pp. 14896 ~ 14897.

35) *Ibid.*, Art. 186, *Journal officiel* 1938, p. 14897.

進捗状況、保険料または負担金の徴収、保険金の決済、引当金の評価および表示を管理できるすべての明細書、表、文書を、デクレで定められた様式および時期に財務大臣に提出することが義務付けられている³⁶⁾」と定めている。その際には、「財務大臣の要請に応じて、その貸借対照表に記載されている不動産、貸付金、有価証券または債権の価値を評価することができるすべての情報および資料、ならびに財務大臣が統制の行使に必要と考えるその業務に関するすべての情報を伝達しなければならない³⁷⁾」ことも、併せて義務付けられている。

以上のように1938年6月14日のデクレはあらゆる種類の保険会社に対する国家管理の一元化をはかる法令であり、そしてその施行令である1938年12月30日のデクレで詳細な規定を定めているのである。その上で、これらの2つのデクレを受けて、1939年7月29日にあらゆる種類の保険会社および積立保険会社の会計を規定したデクレが公表されることになる。そこで次節では本研究の本丸である1939年7月29日のデクレについて考察していくことにする。

3 1939年7月29日のデクレ

1939年7月29日のデクレは、62の条文と非常に多くの標準報告書様式が掲載されていて、その構成は以下のようになっている。

第1章 一般規定

第2章 会計記帳

第3章 債権の記帳・債務の記帳

第4章 1938年12月30日のデクレ第186条に規定された報告書

第5章 労働大臣提出報告書および文書（1938年12月30日付法令第187条第1項）

36) *Ibid.*, Art. 187.

37) *Ibid.*

第6章 報告書モデル

第1節 損害保険会社

第2節 生命保険会社、結婚給付金会社、出産給付金会社、積立保険会社など

第7章 労働災害に対する保険特約

第8章 共同保険および再保険受入業務に関する特別規定

第1節 共同保険への加入

第2節 再保険の引き受け

第9章 手数料の償却

第1節 生命保険、結婚・出産給付金、積立保険・預金保険

第2節 損害保険

第10章 実施規則

上記の構成からもわかるように、この1939年7月29日のデクレは「保険会社会計指針を規定した³⁸⁾」ものであり、まず保険会社全般に対する一般的な会計規定と会計帳簿について定め、その後債権・債務の記帳についての規定、1938年12月30日のデクレの第186条および187条第1項で定めた報告書について規定している。その上で、損害保険会社とそれ以外の保険会社に分けて、報告書の様式やその他の規定について明らかにしている。そこで本稿ではまず、保険会社全般に対する一般的な会計規定と会計帳簿について考察していく。

1939年7月29日のデクレは、まず第1条で、「このデクレは、1938年6月14日のデクレの適用を受ける会社および保険会社に適用される³⁹⁾」として、1939年7月29日のデクレが1938年6月14日のデクレを受けて定められたことを記すとともに、適用範囲を明確に定めている。その上で、「—一般会計および部門会計は複式簿記で管理されなければならない⁴⁰⁾」と定めている。

38) 中村宣一朗著『会計統一化政策』1976年・ミネルヴァ書房、p. 37。

39) Décret du 29 juillet 1939, Art.1, *Journal officiel* 1939, p.12385.

40) *Ibid.*, Art. 2.

さらには「1938年12月30日付法令第184条に規定される年次棚卸の際に、会社が保有するすべての勘定口座の残高を作成しなければならない⁴¹⁾」とし、この残高が総勘定元帳に記録されなければならないことを規定している。

保険会社が作成し、提出する財務諸表については、第5条で「貸借対照表は、大統領令で定められたA-1標準計算書（貸借対照表）に従って作成されなければならない⁴²⁾」と規定している。この第5条が規定しているA-1標準計算書（貸借対照表）は、下記の表1に示したようになる⁴³⁾。

表1 A-1標準計算書（貸借対照表）

資産	負債・資本
<p>A 資本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無担保株式 ・払込決定資本金 ・現物出資：不動産、その他の出資 <p>B 投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証として預託または預金保険機構に委託された有価証券および現金 ・外国の国または公的機関に債券で寄託または委託されている有価証券および現金 ・労働災害年金運用のために保有する有価証券（1938年12月30日付政令第153条） <ol style="list-style-type: none"> 1) 償還性国債 2) その他の有価証券 ・特別の引当のない有価証券 <ol style="list-style-type: none"> 1) 被保険者に対する保障有価証券 2) その他の有価証券 ・保証として再保険以外の抵当に入れた、または提供した有価証券 ・再保険会社から送金され、会社名義で登録された証券、または会社名義でフランス銀行へ預けられた証券 ・その他会社保有の有価証券 <p>C 当座勘定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再保険に対する保証として渡された有価証券または現金 <ol style="list-style-type: none"> 1) 有価証券 2) 現金 ・保証積立金 ・労働災害割増基金 ・現金 ・預金、郵便小切手 	<p>A 資本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金 <ol style="list-style-type: none"> 1) 発行済株式 2) 消却済株式 ・創業基金 ・創業資金借入 <ol style="list-style-type: none"> 1) 借入額 2) 償還額 <p>B 引当金および保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備金 <ol style="list-style-type: none"> 1) 各種準備金 2) 保証準備金 3) 債務保証準備金 4) 債務保証借入金 5) その他の借入金 ・保険契約者及び保険金受取人に対する保証 <ol style="list-style-type: none"> 1) 労働災害積立金 <ol style="list-style-type: none"> a) 基準準備金 b) 積立準備金 c) その他の準備金 2) 直接保険取引 <ol style="list-style-type: none"> a) 未払法人税等準備金 b) 偶発事故準備金 c) 基準準備金

41) *Ibid.*, Art. 4.

42) *Ibid.*, Art. 5.

43) *Ibid.*, Etats A-1 et B-1, *Journal officiel* 1939, pp.12390 ~ 12391.

杏林社会科学 研究

<ul style="list-style-type: none"> ・国庫勘定 ・受取保険料、代理店・仲介人勘定 <ul style="list-style-type: none"> 1) 代理店貸 2) 未取保険料 3) 次期受取保険料 4) 未取保険料：3ヶ月未満受取 <ul style="list-style-type: none"> a) 税金および手数料控除後の保険 b) 税金および手数料 5) 未取保険料：3ヶ月以降受取 6) 係争中の保険料 7) 代理店・仲介人貸 ・譲渡人および再譲渡人に対する当座勘定債権 ・譲渡人および再譲受人に対する当座貸越債権 D 準備金 <ul style="list-style-type: none"> ・譲受人に対する未払いリスク準備金 ・再保険会社が支払うべき未払いリスクに対する準備金 ・譲受人による支払請求に備える準備金 ・再保険会社による支払請求に備える準備金。 ・譲受人および再譲受人に対するその他の技術的準備金 E その他の資産 <ul style="list-style-type: none"> ・会社の取締役貸付金 ・その他の貸付金 ・未収および未回収利息 ・投資勘定関係未収および未回収利息 ・損害賠償請求権 ・建設費 ・家具、設備、備品：当初金額、減価償却実施額 ・繰延手数料 ・その他の固定資産 ・その他の資産 F 成果 <ul style="list-style-type: none"> ・繰越欠損金 ・当期純損失 	<ul style="list-style-type: none"> d) その他の技術的準備金 3) 再保険取引 <ul style="list-style-type: none"> a) 未払法人税等準備金 b) 偶発事故準備金 c) 基準準備金 d) その他の技術的準備金 ・その他の特殊な債務 <ul style="list-style-type: none"> 1) 未払税金 2) 短期負債 ・代理店、被保険者、譲受人以外の第三者からの保証積立金 <ul style="list-style-type: none"> 1) 保険料およびその他の現金預け金に対する引当金 2) 有価証券の保証金 ・借入金返済積立金 ・従業員および代理店偶発的準備金 C 負債及び引当金 <ul style="list-style-type: none"> ・代理店および仲介人に対する債務 ・取締役に対する債務 ・譲渡した再保険契約に関する技術的な技術的債務を示すものとしての受再保険者および受再々保険者から送られた証券または現金に對する支払債務 <ul style="list-style-type: none"> 1) 現金 2) 会社名義でフランス銀行に登録または預託されている有価証券 3) その他の有価証券 ・出再保険者に対する当座勘定支払債務 ・受再保険者に対する当座勘定債務 ・前受収益 ・その他の債務 <ul style="list-style-type: none"> ・偶発債務引当金 ・保険料解約準備金及び未払保険料回収引当金 ・各種保険引当金 ・外国為替差金引当金 ・貸倒引当金及び有価証券価値変動引当金 ・その他の負債 D 成果 <ul style="list-style-type: none"> ・繰越未処分利益 ・当期純利益
--	--

さらに第6条では一般損益計算書について「企業の選択により標準計算書 A-2 または標準計算書 A-2 bis に従って作成されるものとする⁴⁴⁾」としている。この第6条が規定している標準計算書 A-2 は、次ページの表 2 で示したよう

44) *Ibid.*, Art. 6, *Journal officiel* 1939, p.12385.

フランス会計標準化の萌芽

になっている⁴⁵⁾。そしてデクレの第6条ではさらに、「一般損益計算書として標準計算書A-2 bisを採用する企業は、標準計算書A-2を作成して1938年12月30日の法令第186条にいう報告書にこれを挿入しなければならない⁴⁶⁾」としているのである。

表2 A-2 et B-2, B-3 ter. 標準計算書（一般損益計算書）

費用	収益
第1部 保険事業の業績	
<ul style="list-style-type: none"> ・支払保険金 ・期限切れの手数料 ・再保険に出再している保険料 ・決算日現在の技術的準備金 <ol style="list-style-type: none"> 1) 未解決のリスク 2) 支払対象債権 3) その他の技術的準備金 ・決算日現在の保険料解約積立金および延滞保険料回収積立金 ・決算日現在のその他の共同積立金 ・再保険者に請求可能な前年度1決算日時点の技術的準備金 ・カテゴリーに帰属するその他の借方項目 ・一般経費 ・会社が支払うべき税金 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料収入、保険料および保険契約費から、税金および解約金を差し引いた金額 ・その年に受け取った保険料のうち、未契約のもの ・支払保険金に対する再保険会社の負担額 ・債権の回収および引き上げ ・当年度決算日現在の再保険者に支払うべき技術的準備金 ・前年度決算日現在の技術的準備金 <ol style="list-style-type: none"> 1) 未解決のリスク 2) 支払対象債権 3) その他の技術的準備金 ・前年度決算日現在の保険料解約積立金および徴収金 ・前年度決算日時点のカテゴリーに配分されたその他の引当金 ・カテゴリーに帰属するその他の貸方項目 ・労働災害に関する年金の特別管理に充当される間接費
第2部 労働災害による年金の特別管理に関する事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・支払済み年金の延滞金 ・一般経費 ・流出した資本 <ol style="list-style-type: none"> 1) C.N.R.への支払いの結果 2) 海外からの償還、再購入、出国の結果 3) 今回の改定の結果 ・一般計算書に配分された資産の実現損失 ・一般計算書に配分された価値の見積損失 ・当年度12月31日現在の積立金 ・企業が支払うべき年金の現在価値 ・資本準備金 ・その他の技術的準備金 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理に移管された年金基金 <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害の結果として 2) 改訂の結果として ・他の保険会社から支払われる年金基金 ・一般計算書に割り当てられた資産からの収益 ・一般計算書に割り当てられた価値の実現に伴う利益 ・一般計算書に割り当てられた価値の見積もりによるキャピタルゲイン ・前年度決算日時点の繰越利益剰余金: <ol style="list-style-type: none"> 1) その年に支払われる年金の現在価値 2) 資本準備金 3) その他の技術的準備金 4) 一般計算書に配分されたその他の引当金

45) *Ibid.*, Etats A-2, *Journal officiel* 1939, pp.12391 ~ 12392.

46) *Ibid.*

なお、1938年12月30日の法令第186条にいう報告書とは、既述のように、財務大臣に提出する財務表および統計表を添付した全事業の詳細な年次報告書である。

杏林社会科学 研究

<ul style="list-style-type: none"> ・一般計算書に配分されたその他の引当金 ・その他、一般計算書にチャージされる延滞金 ・一般計算書に課金される借方項目の合計 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般計算書に帰属するその他の与信項目 ・一般計算書にチャージされた貸方項目の合計
<p>第3部 一般経営</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般経費や税金以外の諸経費 ・有価証券および不動産の評価損 ・評価損 ・譲渡人に送金された敷金・保証金債権の実現損 ・譲渡人に対する預り保証金および有価証券にかかる見積損失 ・為替差損失 ・雑損 ・過年度に発行された保険料や付属品の解約による損失 ・直接保険料にかかる税金 <ol style="list-style-type: none"> 1) 支払済み 2) 支払期限付き ・社員積立金への充当 ・建物の法定減価償却費 ・償却すべき手数料の償却費 ・その他の法定減価償却費 ・決算日現在の準備金 <ol style="list-style-type: none"> 1) 保証準備金 2) キャンセル待ちの準備金 3) 貸付金償却準備金 4) 不確実または偶発的な負債のための準備金 5) 為替相場変動準備金 6) その他資産価値減少準備金 ・生命保険契約の数理的準備金に計上された利息 ・保険契約者の利益への参加 ・その他の借方項目 ・前年度からの繰越欠損金、残存欠損金 ・借方残高(当期利益) ・総計 	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券からの利益 ・不動産所得 ・住宅ローンからの収入 ・その他の有価証券からの利益 ・有価証券および不動産の含み益 ・有価証券評価益 ・譲渡人に送金された敷金・保証金等の債権にかかる収入 ・譲受人に対する預り保証金および有価証券の債権実現益 ・譲渡先に送金された敷金・保証金等の債権の見積損失 ・為替差損失 ・外貨の実現に伴う利益 ・雑収入、利息、利益 ・直接保険料にかかる税金 ・買取手数料の未償却分 ・前年度決算日日から繰り越された積立金または引当金 <ol style="list-style-type: none"> 1) 保証準備金 2) 保証のための準備金 3) 貸付金償却準備金 ・不確実または偶発的な負債のための準備金 ・為替相場変動準備金 ・その他、資産価値の減少に備えるための引当金 ・許可された保証準備金からの引き出し ・その他の貸方項目 ・前年度からの繰越利益、残存利益 ・貸方残高(当期損失) ・総計

これについては第25条が「1938年12月30日のデクレ第186条第2項に規定される公表は、次のように規定されている⁴⁷⁾」としている。すなわち「1938年6月14日のデクレの適用を受ける会社は、このデクレで定められた標準計算書A-1、A-2またはA-2 bisに従って、貸借対照表および一般損益

47) *Ibid.*, Art. 25, *Journal officiel* 1939, p.12388.

計算書を、フランス共和国政府広報または法的通知を受け取るために指定された新聞に掲載しなければならない⁴⁸⁾」である。

さらにその上で1939年7月29日のデクレは「労働災害の結果として支払われる年金を管理する会社で、一般損益計算書の標準計算書A-2 bisを採用した会社は、さらに、標準計算書B-3 terに従って、特別管理の損益計算書をこの出版物の後に挿入しなければならない⁴⁹⁾」と規定しているのである。標準計算書A-2 bisは下記の表3に示したようになる。

表3 A-2 bis. 標準計算書（一般損益計算書）

費用	収益
<ul style="list-style-type: none"> ・支払保険金 ・支払手数料 ・一般費用、管理費および会社が負担する税金 ・再保険に出再している保険料 ・有価証券および不動産の評価損 ・推定値に関する損失 ・法定減価償却費 <ul style="list-style-type: none"> 1) 建物 2) 消去されるコミッション 3) その他の法定減価償却費 ・その他の減価償却費 ・雑損 ・労災特別管理に計上される借方項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料収入、保険料および保険契約費から、税金および解約金を差し引いた金額 ・支払保険金に対する再保険会社の負担額 ・債権の回収および引き上げ ・有価証券及び不動産からの利益 ・有価証券の実現に伴う利益 ・有価証券評価益 ・雑収入、利息、利益 ・当年度の買収手数料を非償却としたもの ・労災に係る年金の特別管理に計上される貸方項目 ・労働災害に関する年金の特別管理に充当される間接費の部分
<p>期中準備金変動</p> <ul style="list-style-type: none"> 再保険者に支払うべき技術的準備金 再保険を考慮しない技術的準備金 <ul style="list-style-type: none"> 1) 未解決リスクに対する準備金 2) 未払法人税等に対する準備金 3) その他の技術的準備金 保険料解約引当金、延滞保険料の回収費用 様々な種類の保険に割り当てられた積立金 為替変動準備金 保証積立金 保険証券準備金 貸付金償却準備金 その他の準備金 	<p>の増加あるいは減少</p>

48) Ibid.

49) Ibid.

<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の利益分配 ・その他の借方項目 ・前年度からの繰越損失または残存損失 ・当期利益 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証準備金から許可された引き出し ・その他の貸方項目 ・前年度からの繰越利益または残存利益 ・当期損失
---	---

ところで「保険会社が作成を要求された会計書類は、統令に規定された標準様式AおよびBの2つの報告書であった。標準様式Aの報告書は、出資者、債権者、被保険者など利害関係者にたいして保険会社の財政状態と営業成績を報告するものであるのに対し、標準様式Bの報告書は、監督官庁や経営者にたいして必要な情報を提供するもの⁵⁰⁾」であった。これは、1939年7月29日のデクレが、「経営成績のための基礎資料の提供、監督官庁にたいする資料の提供および被保険者や出資者など利害関係者にたいする財務情報の提供という3つの観点から、保険会社会計の改善を目的として、主に会計報告の面を中心に会計統一化政策を取り上げたものであった⁵¹⁾」からである。

その上で、1939年7月29日のデクレは、「年次財産目録、貸借対照表、一般損益計算書およびその他の年次会計は、フランス・フランで作成されるものとし、外貨は財産目録作成日（従って決算日…筆者注）の直近の為替レートでフランス・フランに換算されるものとする⁵²⁾」と規定しているのである。

また保険会社が保有する会計帳簿については以下の(a)～(g)の7つの帳簿を要求している。

- 「a) 通常の会計方法に従い、会社の様々な業務を総勘定元帳に集約し、個々の勘定科目や部門別帳簿に日毎に詳細に記載した、製本された一般仕訳帳。
- b) 通常の会計方法に従って保管され、会社のすべての一般的勘定につ

50) 中村宣一朗著、前掲書。

51) 同上。

従って、1939年7月29日のデクレが規定している標準計算書A-2、B-2、および標準計算書B-3 terは同一の形式になる。

52) *Ibid.*, Art. 7, *Journal officiel* 1939, p.12385.

いて対象にしている、一少なくとも貸借対照表および損益計算書（標準計算書A-1およびA-2）に含まれているすべての勘定が記入されている一、総勘定元帳。（以下略）

- c) 四半期ごとの小切手残高帳：総勘定元帳のすべての残高を四半期ごとに再集計したもの（以下略）。
- d) 商法第9条に規定する年次棚卸の結果を記入した財産目録。
- e) 毎日の現金残高、受払いの内訳と分類を示す会計帳簿である現金出納帳、支出については証憑（利害関係者からの受取書）を参照できるもの（以下略）。
- f) 銀行および郵便局の会計帳簿：これらの帳簿cadreが頻繁な取引をもたらす場合、現金出納帳と同じ方法で保管されるが、補助書類の参照は義務付けられていない。
- g) 一般経費の日々の詳細とその内訳および分類を記載した一般経費帳（以下略）⁵³⁾」

ここで注目されるのはb)の総勘定元帳について、少なくとも貸借対照表および損益計算書に含まれているすべての勘定が記入されていることを求めていることである。これは実質的に保険会社が会計実務において使用しなければならない諸勘定について、標準化したものであると言える。

確かにこの1939年7月29日のデクレには、のちのプラン・コンタブルに収容されているカドル・コンタブル（cadre comptable）を中心とした勘定一覧は記載されていない。しかしながら第10条で標準計算書A-1およびA-2で記入されているすべての勘定を総勘定元帳に用意することが要求されていることは、結果的に後のプラン・コンタブルに見られるように、勘定を標準化することにつながっていると筆者は考えているのである。

53) *Ibid.*, Art. 10, *Journal officiel* 1939, p.12386.

4 結び

本稿でわれわれはフランスにおける保険会社に対する会計規制について、1938年に公表された2つのデクレ、および1939年7月29日のデクレの一般規定とそれに伴う貸借対照表および一般損益計算書の標準様式を中心に論じてきた。その結果は以下のようにまとめることができる。

1938年6月14日のデクレは様々な形態の保険会社に対する規制を一元化し、保険業界の組織化をはかることを目的として公表されたデクレで、保険会社に対する国家の認可・監督、優遇措置、清算規定、専門的な補償や組織、罰則など、包括的な規制が定められている。そしてこのデクレを受けて作成・公表された1938年12月30日のデクレは施行令にあたるもので、保険会社の規制の一元化のための詳細な規制を定めているのである。

これらの1938年に公表された2つのデクレを受けて、1939年7月29日のデクレが公表された。このデクレは保険会社全般に対しての会計を標準化したものであり、保険会社全般にかかる一般規定、会計帳簿に関する規定、保険会社のカテゴリー別の債権の記帳・債務の記帳、様々な報告書とその様式などの詳細な会計規定が定められている。

本稿はこの1939年7月29日のデクレについて、保険会社全般にかかる一般規定、会計帳簿に関する規定を考察してきた。そこでは保険会社に対して複式簿記を使用することやすべての勘定について年次棚卸を行うことを規定するとともに、貸借対照表や一般損益計算書の標準様式を明らかにしている。その上で、この貸借対照表や一般損益計算書の標準様式に掲載されているすべての勘定が収容された総勘定元帳を作成することを義務付けている。そういう点ではこの1939年7月29日のデクレは、既述のように、プラン・コンタブルに収容されているカドル・コンタブルを中心とした勘定一覧こそ記載されていないものの、明らかに会計標準化を志したものと言えるであろう。

もちろん本稿ではまだ1939年7月29日のデクレの中の保険会社のカテゴリー別の債権の記帳・債務の記帳、様々な報告書とその様式、詳細な会計規

定についての考察は対象としていない。またこの1939年7月29日のデクレによる保険会社の会計規制が、1942年プラン・コンタブルとどのように結びつくかについての考査も必要である。さらには1939年の軍需産業に対する会計規制、および1941年の銀行業に対する会計規制についての考察もしなければならない。これらについては稿を改め、順次検討していきたいと考えている。

しかしながら本稿で筆者は、プラン・コンタブルによるフランスの会計標準化に対する筆者の仮説は、もはや仮説ではなく、事実になったと確信している。フランスのドイツに対する宣戦布告が1938年9月、ドイツによる占領が1940年6月であり、占領の前年に公表された1939年7月29日のデクレは、保険会社という単一の業種を対象にしたものではあるものの、間違いなくフランス自らによる会計標準化のための規制であると言えるであろう。従ってプラン・コンタブルによるフランスの会計標準化は、第2次世界大戦後の1947年では断じてなく、1942年プラン・コンタブルこそが第1版なのである。